

仕 様 書 (案)

1 件 名

西東京市立中学校外国語科指導業務に係る外国語指導助手（A L T）労働者派遣（単価契約）

2 責任の程度

役職なし。指揮命令者の指示に従って正確な事務作業を行う。

3 業務内容等

(1) 業務内容

ア 履行場所に対する労働者派遣業務

- ・学習指導要領に基づく年間指導計画、学習指導案、授業設計等に関する情報提供、企画提案とその指導実践
- ・生徒への効果的教授方法等、教員等に対する支援
- ・教職員等と指導内容、方法についての事前打合せ
- ・英語授業の時間における、リーディング、ペアワーク、ロールプレイ、スピーチ、インタビュー等の実施
- ・教職員等との英会話の実演
- ・生徒のスピーチ技術、英語理解度を測る試験の採点、助言及び指導
- ・指導方法等の研修会への参加
- ・西東京市立中学校の校外活動、学校行事、部活動における生徒との交流
- ・翻訳・通訳の支援
- ・教材・資料作成
- ・その他英語教育の充実のためのサービスの企画・提案・提供

イ アの業務を円滑に行うための以下の業務

- ・専任担当者の選任
- ・派遣元、派遣先責任者、A L Tとの連絡調整
- ・専任担当者による学校訪問、A L Tに対する適切な指導体制の構築、A L Tの業務遂行状況の把握・評価・監督
- ・A L Tに対する学習指導要領への理解、教員とのチーム・ティーチングの方法、日本語でのコミュニケーションや打ち合わせの方法、その他業務履行に必要な研修の実施
- ・履行内容について定期的なヒアリング、アンケートの実施
- ・A L Tに係る要望や苦情に関する対応
- ・派遣法により派遣会社に義務付けられている諸手続き

(2) 派遣労働者の人数

外国語活動又は外国語科の時間を主とする労働者派遣を3人とする。

上記以外の活動を主とする労働者派遣は一日最大8人とする。

(3) 派遣労働者の条件

業務の遂行に必要なとされる技術及び能力については、次にあげるものとする。

- ① 英語を母語とする者又は同等の能力を有する者
- ② 大学以上の教育機関を卒業した者又は在外大学の在學生で適正な方法により日本に招聘された者

- ③ 業務を履行するにあたり所持すべき有効かつ適正な種別の就労査証を有する。
- ④ 業務の履行に必要な水準の教授技術を有する者
- ⑤ 派遣労働者のシフトを組んだ結果、労働保険・社会保険に加入する要件に該当する者がある場合は、必ずこれらの保険に加入すること。
- ⑥ 派遣労働者は無期雇用若しくは 60 歳以上の者に限定しない。
- (4) 派遣期間 令和 8 年 4 月 6 日から令和 9 年 3 月 25 日まで
なお、契約期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。
- (5) 派遣労働者の就業条件
 - ① 就業先事業所の名称、組織単位、所在地及び連絡先
別紙就業場所一覧による
 - ② 就業日
土曜日、日曜日、祝日及び派遣先が指定する休日（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）を除く日のうち、別紙実施予定日数を超過しない日数とする。詳細は、派遣元と派遣先が合意の上、派遣先から派遣元へ通知される。
 - ③ 就業時間
午前 8 時 15 分から午後 4 時 15 分まで
なお、就業時間外の労働については、本仕様書作成時点では 0 時間を予定している。
 - ④ 休憩時間
就業時間内で計 1 時間を休憩時間とする。ただし、就業時間の開始時刻又は終了時刻と休憩時間を続けて取得しないこと。
※詳細は各就業場所と調整の上、決定すること。
 - ⑤ 福祉施設の利用等
派遣先に雇用される労働者に利用の機会が与えられる給食設備、休憩室及び更衣室については派遣労働者に利用の機会を与え、その他の診療施設等の現に派遣先に雇用される労働者が通常利用している施設については、利用に関する便宜の供与に努める。
 - ⑥ 労働災害
派遣先は、派遣労働者に係る労働災害が起きた際には、再発防止のため派遣元に必要な情報を提供するものとする。

4 派遣先責任者等

派遣先責任者、指揮命令者及び苦情申出先は、次のとおりとする。

- (1) 派遣先責任者 教育部教育指導課長（電話 042-420-2827）又は派遣先校長
- (2) 指揮命令者 教育部教育指導課指導係長（電話 042-420-2827）又は派遣先責任者が指定する職員
- (3) 苦情申出先 総務部職員課人材育成推進係長（電話 042-460-9813）又は派遣先責任者

(1) から (3) までの氏名は、派遣先から派遣元へ通知する、別紙「労働者派遣契約に基づく派遣先責任者等の選任について（通知）」のとおりとする。

5 関係書類の提出等

派遣元は、以下の内容を書面にて通知すること。

- (1) 派遣労働者の略歴書：契約締結後 14 日以内
- (2) 派遣元責任者の略歴書：契約締結後 14 日以内

6 業務の報告等

作業時間履行の確認書及び様式については、次のとおりとする。

- (1) 派遣先責任者は、各月における就業に関する作業時間実施確認書を作成し、速やかに派遣元責任者に提出するものとする。
- (2) 派遣元責任者は、当該月の業務に関する業務実施報告書を作成し、速やかに派遣先責任者に提出するものとする。
- (3) 上記(1)、(2)の項目が網羅されている派遣労働者作成のタイムシート等がある場合は、契約締結後の打合せ等により、派遣先責任者の確認を受けた上で、当該タイムシート等をもって(1)及び(2)の書面に代えることができる。
- (4) 派遣労働者は、休暇を取得する場合、休暇届を指揮命令者に提出するものとする。ただし、業務の正常な運営を妨げると認められるときは、休暇の時季を変更される場合がある。

7 服装等

派遣労働者は、西東京市の風紀信用等を損なうことがないよう服装等に十分な注意を払い、就業中は派遣先の指定するネームプレートを着用すること。

8 職場見学

派遣先は、契約締結後、派遣元が派遣を予定している者から職場見学の希望があった場合は、便宜を図るものとし、苦情処理体制や就業環境について説明することができる。

9 守秘義務の遵守

- (1) 派遣元及び派遣労働者は、本契約業務を遂行することで知り得た西東京市の秘密を漏洩してはならない。本契約終了後も同様とする。
- (2) 派遣元及び派遣労働者は、本契約業務を遂行することで知り得た個人情報を漏洩してはならない。本契約終了後も同様とする。

10 派遣労働者の交換

派遣労働者が就業に当たり、遵守すべき業務処理方法、就業規律等に従わない場合、又は業務処理の能率が著しく低く本契約の目的を達しえない場合、派遣先は派遣元にその理由を示し、派遣労働者の交換を要請することができる。

11 請求

請求に関する問い合わせは、次のとおりとする。

教育部教育指導課指導係（電話 042-420-2827）

12 派遣労働者を協定対象者に限定するか否かの別

協定対象派遣労働者に限定する。

13 安全衛生

派遣先及び派遣元は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護に関する法律(昭和60年法律第88号)第44条から第47条の4までの規定により課された各法令を遵守し、自己に課された法令上の責任を負う。なお、派遣就業中の安全及び衛生については、派遣先の安全衛生に関する規定を適用することとし、その他については、派遣元の安全衛生に関する規定を適用する。

14 派遣元責任者等

派遣元責任者、苦情申出先は、派遣元から派遣先へ通知する、別紙「労働者派遣契約に基づく派遣元責任者の選任について（通知）」のとおりとする。

15 苦情処理に関する処置及び連絡

苦情については、派遣先・派遣元が連絡を密接に行い、適切かつ迅速に処理をする。

- (1) 派遣先における苦情担当責任者欄に記載の者が苦情の申し出を受けた時は、派遣先責任者へ連絡することとし、当該苦情の適正かつ迅速な処理を図ることとする。
- (2) 派遣元における苦情担当責任者欄に記載の者が苦情の申し出を受けた時は、直ちに派遣元責任者へ連絡することとし、当該派遣元責任者が中心となって誠意をもって遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。
- (3) 派遣先及び派遣元は、自らでその解決が容易であり、即時に処理した苦情の他は、密接に連絡調整を行いつつその解決を図ることとする。

16 労働者派遣契約の解除の措置

労働者派遣契約の解除の理由の明示

派遣先責任者は、本派遣契約の契約期間が満了する前に本派遣契約の解除を行おうとする場合であって、派遣元責任者から請求があった時は、本派遣契約の解除を行った理由を派遣元責任者に対し明らかにすることとする。

17 時間外労働

行わないものとする。

18 休日労働

行わないものとする。

19 派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置

派遣先は、派遣期間の途中で派遣元の派遣労働者を雇用してはならない。

本派遣契約の契約期間終了後、派遣先が派遣元の派遣労働者を雇用する場合には、職業紹介によるものとし、派遣先は派遣元に対し別途定める規定に基づき手数料を支払うものとする。

20 その他

- (1) 派遣元は、原則として、契約期間を通して同一の派遣労働者を派遣すること。
- (2) 派遣元は、派遣労働者を変更する場合は就業先の派遣先責任者に申し出て変更することの合意を得てから行うこと。
- (3) 本仕様に定めのない事項に関しては、別途協議の上、決定する。